



認知症の人が起こした事故は 全て家族が責任をとるのか？

弁護士 上岡 亮

Aさん(85歳)は、91歳になる認知症の夫のBさんと一緒に暮らしていました。Aさん自身も要介護の認定を受けていて、満足に動くことができないながらも家族の助けを借りながら懸命にBさんの面倒をみていました。

ある日、Aさんが、毎日の介護疲れからか、うたた寝をしてしまった間に、Bさんが自宅から出て、外を徘徊しているうちに鉄道の線路内に入り込んでしまい、電車にひかれて亡くなってしまいました。

後日、鉄道会社から、Aさんに対して、Bさんの事故によって電車が遅延してしまい損害を被ったので、賠償してほしいとの連絡がありました。

◆—問題点

認知症などのために責任能力のない人が不法行為を行った場合、民法は、原則として責任能力がない人には損害賠償責任がないとしています。しかし、それでは被害者の損害が回復されないため、こういう場合には、責任能力がない人を監督する法定の義務を負う者(監督義務者)が、代わりに責任を負うような規定が定められています。

そうすると、AさんがBさんの監督義務者であった場合、Aさんが賠償責任を負うことにもなりそうです。

本件と同じような事件がありました。その第1審及び第2審判決は、妻の責任を認めて、妻は鉄道会社(JR東海)へ賠償すべきとの判断をしました(第1審判決は、妻だけでなく、別居していた長男に対する責任も認めていました)。

これに対して最高裁判所は、平成28年3月1日の判決で、妻の賠償責任を否定し、まず、民法に定められた夫婦間の扶助義務等は、精神障害者に対する監督義務者であるとする根拠にはならないとしました。その上で、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、その者は監督義務者に準ずべき者として監督義務を負うとしたのです。監督義務者に準ずべき者にあたるか否かは、その者自身の生活状況や、精神障害者との親族関係、同居の有無等の精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日

常生活における問題行動の有無・内容、監護や介護の実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきであるとしました。

そして、事故当時85歳で要介護1の認定を受けていた妻は、夫を監督することが現実的に可能な状況にあったとはいえ、監督義務者に準ずべき者ではないと結論付けました。最高裁判所の判断によって、このような事案で家族が責任を問われることはなくなりました。

なお、別居していた長男に対する責任については、第2審(名古屋高裁)が、長男には父母と同居して扶養する義務はないとして監督責任を否定しました。

◆—対処法

認知症患者の増加に伴って、今後、本件のような事故が起きる可能性も否定できません。

今回の事故では家族が責任を負うことはなくなりましたが、最高裁判所は、監督義務を負うか否かは諸般の事情を考慮するとしていることから、認知症の人に対して普段どのようなことを行っていれば家族が責任を負うことはないのかの基準が不明確です。したがって、今後、家族が責任を負うような事例が出てくるかもしれません。

そうであるからといって、認知症の人を常に監視することはできませんし、どこかに閉じ込めておくことも人格を否定することになりかねず現実的ではありません。特に、本件のように高齢者が高齢者の面倒をみなければならぬ場合などは、もはや当事者だけの問題とすべきではなく、誰もが直面しうる問題としてとらえるべきでしょう。

執筆者プロフィール

上岡 亮(うえおか あきら)

弁護士(第二東京弁護士会)。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て(在職中FP資格を取得)、東京都立大学(現首都大学東京)法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。

所属:東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>